

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第31号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（寄附による物品）</p> <p>第14条 物品管理職員は、県の事務又は事業の用に供するため県以外の者から寄附により受け入れようとする物品があるときは、<u>寄附物品調書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 物品管理職員は、<u>寄附を受けようとする物品の評価額が100万円以上</u>のときは、所管の部局長（地域振興局にあつては所掌する部局長。以下同じ。）の承認を受けなければならない。</p> <p>（貸付けの原則及び手続）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>所管の部局長は、前項後段の承認をしようとするときは、財政課長に合議しなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>（不用の決定等）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第18条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（譲与又は減額譲渡の手続）</p> <p>第30条の2 （略）</p> <p>2 <u>第18条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</u></p>	<p>（寄付による物品）</p> <p>第14条 物品管理職員は、県の事務又は事業の用に供するため県以外の者から<u>寄付</u>により受け入れようとする物品があるときは、<u>寄付物品調書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 物品管理職員は、<u>次の各号のいずれかに該当する物品の寄付を受けようとするときは、所管の部局長（地域振興局にあつては所掌する部局長。以下同じ。）の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 評価額が50万円以上のもの</u></p> <p><u>(2) 新たに予算措置を必要とするもの</u></p> <p><u>3 所管の部局長は、前項の承認をしようとするときは、財政課長に合議しなければならない。</u></p> <p>（貸付けの原則及び手続）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第14条第3項の規定は、所管の部局長が前項後段の承認をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>（不用の決定等）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第14条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（譲与又は減額譲渡の手続）</p> <p>第30条の2 （略）</p> <p>2 <u>第14条第3項の規定は、所管の部局長が前項の承認をしようとする場合に準用する。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条第2項の規定は、令和8年4月1日以降に受ける物品の寄附から適用し、同日前に受ける物品の寄附については、なお従前の例による。